

江別市契約に関する規則（昭和 43 年規則第 1 号）第 3 条（第 16 条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7・8 年度において、江別市（水道部、市立病院を含む。）が発注する工事の請負並びに測量、地質調査、設計・監理、技術資料作成及び道路清掃等の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）、資格申請の時期及び方法等について定めたので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 11 月 29 日

江 別 市 長 後 藤 好 人

江別市水道事業管理者 渡 部 丈 司

江別市病院事業管理者 長谷部 直 幸

記

1 競争入札に参加する者に必要な資格要件

（１）「工事」を申請する者

工事の請負に係る競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ① 令和 7・8 年度江別市競争入札参加資格者名簿掲載時（令和 7 年 4 月 1 日）において直前の決算に対応する、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できること。
（記載されている審査基準日が令和 5 年 9 月 2 日以降のものであること。ただし、決算期が 6 月から 8 月の場合は、申請日時点で有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を提出することで足りる。）
- ② 上記①の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、申請する工種の P 点及び完成工事高があること。
- ② 上記①の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況が、いずれも加入または適用除外となっていること（通知書の記載が未加入で、令和 6 年 12 月 1 日（以下、審査基準日）という。）までに加入した場合は、保険料の領収書など加入したことが証明できる書類の写しを提出すること）。
- ④ 申請する工種について、別表－1 に掲げる建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく許可。以下同じ。）を有していること。また、受任先を設定する場合は、受任先において申請する工種に係る建設業の許可を有していること（受任先の設定については、後述の項目を参照。）。

（２）「測量、設計等の工事関連業務」を申請する者

- ① 審査基準日において、決算が確定していること。
- ② ①の決算（審査基準日直前の決算）において、決算月数が 12 か月あり、申請しようとする業種についての実績があること。
- ③ 別表－2 に掲げる申請業種別の資格要件を満たしていること。

(3) 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、上記（2）に規定する資格要件のうち決算月数に係る資格要件は適用しない。

- ① 中小企業庁が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- ② 企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

2 競争入札に参加することができない者

審査基準日において、次のいずれかに該当する者は、参加資格の審査を申請することができない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者並びに同項第1号、第2号及び第4号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(2) 江別市との入札及び契約等において、次の①～⑦のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、審査基準日において既に2年を経過した者については、この限りでない。）

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦ 前記①～⑥のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 市税及び消費税・地方消費税を滞納している者

3 等級格付

(1) 格付対象

土木・建築・電気・管・水道施設（5工種）

(2) 格付方法（別紙1のとおり）

審査基準日における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」のP点に該当する客観的要素の評定数値及び主観的要素の評定数値の総合点により定める。工事成績を除く主観的要素の評定項目については、市内業者のみを対象とし、申請書類の提出を求める。

なお、新たに市内業者となった者又は市内業者である者が追加した工種については、最下位の等級となる。

(3) 格付の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

4 資格審査の申請方法等

(1) 受付期間及び受付方法等

受 付 期 間	受 付 方 法
○電子申請の受付期間 <u>令和6年12月10日（火）</u> ～ <u>令和7年1月31日（金）</u> ※24時間受付。ただし開始日は午前9時00分 から、最終日は午後5時30分まで	北海道市町村入札参加資格共同審査システム による電子申請

(2) 申請先等

① 電子申請先

北海道市町村入札参加資格共同審査システム

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル（URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）

② 共同審査に関する問い合わせ先

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当

TEL：011-733-2322

E-mail:kyoshin@hoctec.or.jp

(3) 申請方法及び申請書類

入札参加資格申請時には次の①、②に掲げる必要書類を提出するものとする。

① 入札参加資格申請に必要な書類

No	名 称	工事の登録	工事関連 業務の登録
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）	○（自動作成）	
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 （P点に記載があるもの・写し）	○	×
3	工事（事業）経歴書 ・工事……基準日の直近2年度決算分 ・工事関連……基準日の直近1年度決算分	○	
4	工事経歴書集計表	○	×
5	技術者（設計等技術者）名簿	×	○
6	・個人……代表者身分証明書（写し可） ・法人……履歴事項全部証明書（写し可）	○ 令和6年9月1日以降に 発行されたもの	

No	名 称	工事の登録	工事関連 業務の登録
7	法令等に基づく許可又は登録証等（写し） ・建設業許可通知書関係 （建設業許可通知書、建設業許可申請書の別紙一、建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）の写し） ・測量業者登録通知書関係 （測量業者登録通知書、測量法第 55 条の 3 第 4 号の規定に基づく書類の別表第十二） ・計量証明事業登録証 ・建築士事務所登録証明書 ・国土交通省確認済の地質調査業者現況報告書 ・国土交通省確認済の建設コンサルタント現況報告書 ・国土交通省確認済の補償コンサルタント現況報告書	○ 該当分	
8	入札参加資格審査申請書付票	○（自動作成）	○（自動作成）
9	使用印鑑届	○	
10	暴力団排除に関する誓約書	○	
11	年間委任状（受任先を設定する場合）	○	
12	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状 （行政書士が代理申請する場合）	○	
13	資本関係・人的関係調書	○	
14	印鑑証明書（写し可）	○ 令和 6 年 9 月 1 日以降に 発行されたもの	
15	決算書（財務諸表）（写し可）	×	○ 基準日の直近 1 年度分
16	納税証明書（写し可） ・消費税、地方消費税分 ・市町村民税分 ・江別市税分（江別市に納めるべき税がある場合のみ）	○ 令和 6 年 9 月 1 日以降に 発行されたもの	
17	営業証明書（写し可） （本店又は受任先が江別市内の場合のみ） （個人又は法人市民税の非課税団体は除く）	○ 令和 6 年 9 月 1 日以降に 発行されたもの	
18	営業所一覧表	× ※上記 6 建設業許可 申請書別紙二(1)又 は(2)で確認	○
19	社屋写真（本店又は受任先が江別市内の場合のみ）	○	
20	構成員名簿（事業協同組合等の場合のみ）	○	
21	官公需的組合証明書の写し（事業協同組合等で、官公需的確組合の証明を受けている場合）	○	

② 等級格付（別紙 1 参照）に必要な書類

（江別市内業者で土木、建築、電気、管、水道施設工事に登録する場合のみ提出）

No	名称	工事の登録	工事関連 業務の登録
1	建設工事格付けに関する主観的要素評価項目申告書（様式 1）	○ 土木・建築・電気・管・水道施設工事のみ	×
2	保有資格等申告書（様式 2）	○ 土木・建築・電気・管・水道施設工事のみ	×
3	地域貢献活動 第三者証明書（様式 3）	○ 該当の場合のみ	×
4	協力雇用主活動実績報告書（様式 4）	○ 該当の場合のみ	×
5	1 の申告書に記載されている添付書類	○ 該当の場合のみ	×

③ 申請書及び手引き入手先

北海道市町村入札参加資格共同審査システム

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル（URL：<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）

5 受任先の設定について

契約に関する次の権限を全て（一部は不可）支店長等へ委任する場合、支店等を受任先として設定することができる。この場合において、契約等は受任者名で行うこととなる。

- （1） 見積又は入札に関する一切の権限
- （2） 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- （3） 入札保証及び契約保証に関する一切の件
- （4） 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件
- （5） 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件
- （6） 復代理人の専任に関する一切の件
- （7） 共同企業体の結成に関する一切の件

6 競争入札参加資格の決定通知等

北海道市町村入札参加資格共同審査システムでの申請受付及び形式審査後、江別市による資格審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、登録する業種を記載した競争入札参加資格決定通知書（工事・工事関連業務）により通知するとともに、令和 7・8 年度江別市競争入札参加資格者名簿（工事・工事関連業務）に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときは、その旨通知する。

7 提出書類の再提出

「建設業許可通知書」及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」については、有効期間を過ぎる前に更新が必要である。更新後は速やかに、北海道市町村入札参加資格共同審査システムにより、入札参加資格申請の内容の変更届を提出すること。

8 参加資格の取り消し

営業に関し必要な許可、免許、登録等を喪失した場合は参加資格を取り消すことがある。

9 参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

10 登録の取り消し

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当することになったときは、その資格を取り消すことがある。

- ① 登録された者が申請書等に故意に虚偽の事実を記載したことが判明したとき又は法令等に違反する行為があったとき。
- ② 登録された者が「2 競争入札に参加することができない者」のいずれかに該当することとなったとき。
- ③ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止されたとき。

11 組織の変更等に係る申し出

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当する場合は、その旨を申し出るものとする。

- ① 相続、合併又は譲渡等により営業内容に変更があった場合
- ② 企業組合若しくは協業組合である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員）を変更し、又は構成員数を増減した場合

12 申請書等作成に当たっての注意

申請書等の作成については一般財団法人北海道建設技術センターのホームページに掲載されている様式を使用し、「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」及び本告示内容を確認のうえ書類を作成すること。

13 業種の追加

受付終了後、江別市においては、年度途中での業種の追加等はない（中間登録時のみ可能）。

14 江別市内業者について

登録をした本店又は受任先の所在地が江別市内である場合に市内業者とする（受付終了後、市内業者への変更は中間登録時のみ可能）。

15 その他

小規模修繕等契約希望者の登録と重複はできない。

16 問い合わせ先

江別市高砂町6番地

江別市 総務部財務室 契約管財課契約係

TEL 011-381-1066

FAX 011-381-1070

	申 請 工 種	必要な建設業の許可	主 な 工 事 の 内 容
1	土木（土木一般）	土木工事業	道路工事・河川工事・道路附帯工事（防護柵等）・下水道処理場建設工事・基盤造成工事（盛土、グラウンド、宅地）・外構工事・下水道開削工事・下水道地下坑道工事・下水道管内止水工事
2	建築（建築一般）	建築工事業	木造建築工事・鉄骨建築工事・鉄筋コンクリート等建築工事・解体工事その他
3	大工	大工工事業	大工工事
4	左官	左官工事業	左官工事
5	とび・土工・コンクリート	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
6	石	石工事業	石工事
7	屋根	屋根工事業	屋根工事
8	電気	電気工事業	蓄電設備工事・建築附帯屋内電気設備工事・屋外照明設備工事・受変電設備工事
9	管	管工事業	給水配管工事・空調衛生設備工事
10	タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
11	鋼構造物	鋼構造物工事業	鉄骨・橋梁工事
12	鉄筋	鉄筋工事業	鉄筋工事
13	舗装	舗装工事業	舗装工事
14	しゅんせつ	しゅんせつ工事業	河川しゅんせつ工事
15	板金	板金工事業	板金工事
16	ガラス	ガラス工事業	ガラス工事
17	塗装	塗装工事業	建築物等塗装工事・鋼構造物等塗装工事その他
18	防水	防水工事業	防水工事
19	内装仕上	内装仕上工事業	内装仕上工事
20	機械器具設置	機械器具設置工事業	昇降機設備工事・揚排水機械設備工事
21	熱絶縁	熱絶縁工事業	熱絶縁工事
22	電気通信	電気通信工事業	電気通信工事
23	造園	造園工事業	造園工事
24	さく井	さく井工事業	さく井工事
25	建具	建具工事業	木製建具取付工事・金属製建具取付工事その他
26	水道施設	水道施設工事業	取水施設工事・浄水施設工事
27	消防施設	消防施設工事業	防災設備工事
28	清掃施設	清掃施設工事業	ゴミ処理等機械設備工事 リサイクル処理機械設備工事
29	解体	解体工事業	工作物の解体工事

《 工事関連業務の資格要件 》

申請業種	必 要 な 要 件	主 な 業 務 内 容
測 量	・測量法（昭和２４年法律第１８８号）による測量業者の登録を受けている者であること。 ・受任先を設定する場合は、受任先が測量業の登録を受けていること。	一般測量、航空測量
地質調査		地質又は土質の調査（計測も含む。）
土木設計		土木施設物の設計
建築設計	・建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。 ・受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録を受けていること。	建築物の設計
設備設計		建築設備のみの設計
技術資料	・計量証明を業とする者については、計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条の規定による計量証明事業者の登録を受けていること。	コンピュータ等を用いての工事関係の高度な技術資料作成 公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用に関する補償業務
道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃